

【はじめに】

1 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

昭和 44 年(1969 年)に「地方自治法」が改正され、市町村に基本構想を定めることが義務付けられたことにより、本市は、昭和 47 年度(1972 年度)に「川越市総合振興計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に伴い計画を見直し、昭和 58 年度(1983 年度)に「川越市総合計画」を策定しました。そして平成 8 年度(1996 年度)に、同 17 年度(2005 年度)を目標年次とする「第二次川越市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んできたところです。

「第三次川越市総合計画」は、平成 18 年度(2006 年度)以降のまちづくりを進める新たな指針となるものです。行政は、この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担うこととなります。

2 総合計画の名称、構成、期間

(1) 計画の名称

計画の名称は、「第三次川越市総合計画」とします。

(2) 計画の構成

計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。

- 基本構想は、まちづくりに対する基本的な考え方を示す「理念」、目指すべき「将来都市像」、これを実現するための「施策の大綱」等を定めたものです。
- 基本計画は、基本構想に基づき、計画期間内の基本的な施策を体系的に示したものです。
- 実施計画は、基本計画に位置付けられた各施策の具体的な実施方法等を定めたものです。

(3) 計画の期間

計画の期間は、次のとおりとします。

- 基本構想 平成 18 年度(2006 年度)～同 27 年度(2015 年度)
- 基本計画 前期 平成 18 年度(2006 年度)～同 22 年度(2010 年度)
 後期 平成 23 年度(2011 年度)～同 27 年度(2015 年度)
- 実施計画 3 か年計画とし、毎年ローリング方式により改定

3 本市をとりまく社会環境

(1) 急激な少子高齢化と人口減少

我が国の平成 16 年(2004 年)の合計特殊出生率は、過去最低の 1.29 となり、今後も更に少子化が進行すると見込まれています。また、世界でも例を見ないスピードで高齢化が進行しており、平成 27 年(2015 年)には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上になると言われています。更に、国の総人口は平成 18 年(2006 年)にピークを迎え、その後、長期的に減少に転じるものと予測されています。

このような急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口の減少は、年金や医療などの社会保障制度をはじめ、社会全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このため、子どもを生ま育てやすい社会環境の整備など、少子化の流れを変えるための施策を推進するとともに、生涯にわたり健康で生きがいのある生活を送ることができる保健・医療・福祉に関するサービスを充実する必要があります。また、少子高齢化や将来の人口減少に伴う年金、医療、介護など給付と負担の課題を解決し、将来にわたって持続可能なしくみを構築することが求められています。

(2) 持続可能な社会への新たな展開

21 世紀は「環境の世紀」と言われています。

今日の環境問題は、「大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルによる廃棄物処理の問題」、「石油などのエネルギー資源の枯渇」、「ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）など有害な化学物質の自然界への拡散」、「地球温暖化やオゾン層の破壊など気候変動要因の増加」など身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、年々深刻な状況となっています。

このような中で、「京都議定書」の発効をはじめとする国際的な取組や、国内における環境保全に関するさまざまな取組が活発化し、成果を上げつつあります。これまで難しいとされていた環境保全と経済発展の両立も、環境をよくすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境もよくなるという新たな循環を生みだし、持続可能な社会への新たな展開を図ろうとする動きが始まっています。

一方、私たち一人ひとりの行動も、これらの問題の解決の大きなかぎとなっており、リサイクルなどの身近な活動が広がりを見せています。また、市民、事業者、民間団体、行政がパートナーシップを組むことにより、一段と取組が進む事例が多く見られます。

このような状況の中、あらゆる生物が生存し続けることのできる環境を次の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を築いていくためには、日常生活や地域社会において足元から始める取組が今後更に重要になると考えられます。

(3) 経済の長期的な低迷から再生へ

日本の経済は、いわゆるバブル経済の崩壊後、長期間にわたり低迷していましたが、不良債権問題の正常化、企業部門の収益力の向上、失業率の低下など、民間需要中心の緩やかな回復が実現しつつあると言われてしています。

一方、いまだに緩やかなデフレが継続し、地域間の回復力にばらつきが見られるなどの課題があります。更に、本格的な人口減少、超高齢社会の到来、グローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることから、こうした時代の潮流に適切に対応し、少子高齢化とグローバル化を乗り越える基盤づくりなど、新たな成長基盤の確立が求められています。

地域経済についても、その本格的な再生のためには、地域の特性を生かした創造的かつ積極的な取組を進めることが求められています。

(4) 求められている安全・安心な暮らし

現在の社会では、ひったくりや空き巣などの身近で起こる犯罪、あるいは児童が被害者となる犯罪、更には凶悪な犯罪や組織的な犯罪など、さまざまな犯罪が発生しています。また、少年による非行も深刻化するなど、私たちをとりまく社会環境は徐々に不安なものとなりつつあります。更に、検挙率は大幅に低下しており、治安情勢は厳しいものといえます。

また、平成 7 年の兵庫県南部地震や同 16 年の新潟県中越地震のような大規模な地震の発生が関東地方においても懸念されていること、また相次ぐ台風の上陸、局地的な集中豪雨などにより自然災害への不安も増大しています。

近年、腸管出血性大腸菌 O-157、BSE(牛海綿状脳症)、鳥インフルエンザ、残留農薬、食品の虚偽表示などにより、市民にとって身近な食の安全がおびやかされています。また、平成 15 年には、SARS(重症急性呼吸器症候群)が中国などで猛威をふるいました。

これらの状況を踏まえ、市民の生命や身体、財産を守り、安心して暮らせる環境をつくるために、危機管理体制を整備するとともに、市民一人ひとりが協力し合える地域社会をつくることが求められています。

(5) 急激な I T 社会の進展

情報通信技術(I T)の進歩と活用によって、I T 革命と呼ばれる世界規模で急激な社会経済構造の変化が進んでいます。

国では、I T 革命に的確に対応するため、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(I T 基本法)」を平成 13 年 1 月に施行するとともに、日本が 5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指す「e-Japan 戦略」を決定しました。

この「e-Japan 戦略」を具体化するものとして平成 13 年 3 月に策定された「e-Japan 重点計画」では、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成をはじめとした 5

つの重点政策分野を掲げており、その実現に向けて国民、経済界、政府を挙げた集中的な取組が行われました。その結果、通信料金は世界的に最も安価な水準になり、インターネットの世帯普及率も 80%を超える状況になりました。

このような順調な情報通信ネットワークの進展を踏まえ、国では、従来のインフラ整備から I T の利活用の促進に大きく方針を転換しました。新しい I T 社会の基盤整備の目標として「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報を自在にやりとりできるユビキタスネット社会(u-Japan)の形成を位置付けています。

一方、情報の不正使用や漏えい、コンピュータウイルスを使ったネットワークに対する攻撃、インターネットにおける脅迫や名誉き損、詐欺など I T を使った新しい犯罪の発生が社会問題となっています。

今後は、I T を社会や経済のあらゆる場面に効果的に活用して、国際社会の中で、豊かで安心できる市民生活や事業活動が実現できるような社会を築いていくことが求められています。

(6) 地方分権の進展と行財政改革

平成 12 年 4 月に「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度の廃止や国から地方への大幅な権限移譲等が行われたことにより、従来の中央集権的な制度から大きく転換し、地方の自主性・自立性の向上に向けて大きく前進しました。

このような状況の中で、本市は、平成 15 年 4 月に地方分権の先導役である中核市へ移行し、福祉、保健衛生、環境、都市計画等の分野において事務処理権限が大幅に拡大しました。

また、地方分権を一層進展させるためには行財政基盤の強化が課題となっており、財政基盤の充実強化を図るための三位一体改革と行政としての規模の拡大や効率化を図るための市町村合併についてそれぞれ取り組まれています。

更に、急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口の減少が予測される中で、社会構造の転換に対応し、国と地方を通じた厳しい財政状況下において持続的に行政サービスを提供していくためには、行財政改革の取組を通じた簡素で効率的な行財政運営システムの構築が求められています。

効率的な行財政運営の在り方としては、住民志向・成果志向を背景とした行政部門への民間的経営手法の導入や市民の意思を踏まえた最適な受益と負担の水準を決定していくことなどにより、市民の満足度を高めていくことが求められています。

また、地方分権を更に進展させていくためには、住民の参加による自主的・自立的な行財政運営を行っていく住民自治の実現が重要となります。更に、公共サービスの提供についても、行政と地域の多元的な主体がともに担うという協働の推進が求められています。

4 市民意識の現状

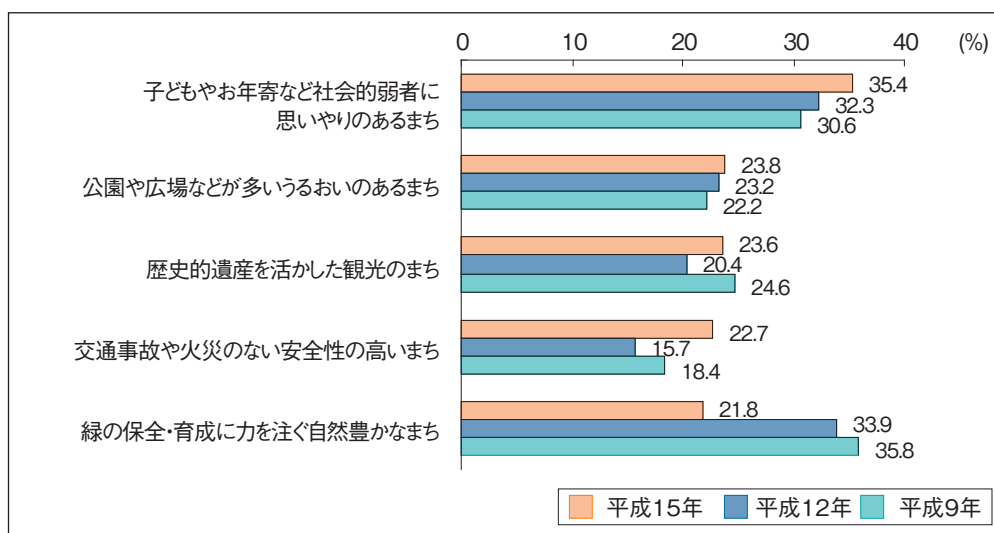
本市では、満 20 歳以上の市民 3,000 人(*1)を対象に、市政に対する市民の意識や要望などを把握するため、昭和 57 年 2 月からおおむね 3 年ごとに市民意識調査を実施しています。この調査結果からは、以下のことがうかがえます。

(1) 市民が描く「川越市の将来像」

川越市をどのようなまちにしたらよいと思うかを尋ねたところ、平成 15 年の調査では、「子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち」が 35%を超え最も多く、以下「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」、「歴史的遺産を活かした観光のまち」と続いています。

この結果を過去の調査と比較すると、「子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち」は、調査を重ねるごとに増加しており、急激な少子高齢化に伴い、子どもやお年寄などに配慮したまちづくりを求める声が高まっていると考えられます。また、「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」、「交通事故や火災のない安全性の高いまち」も過去 2 回の調査より高い数値を示しています。

市民が描く「川越市の将来像」(複数回答・上位 5 項目)



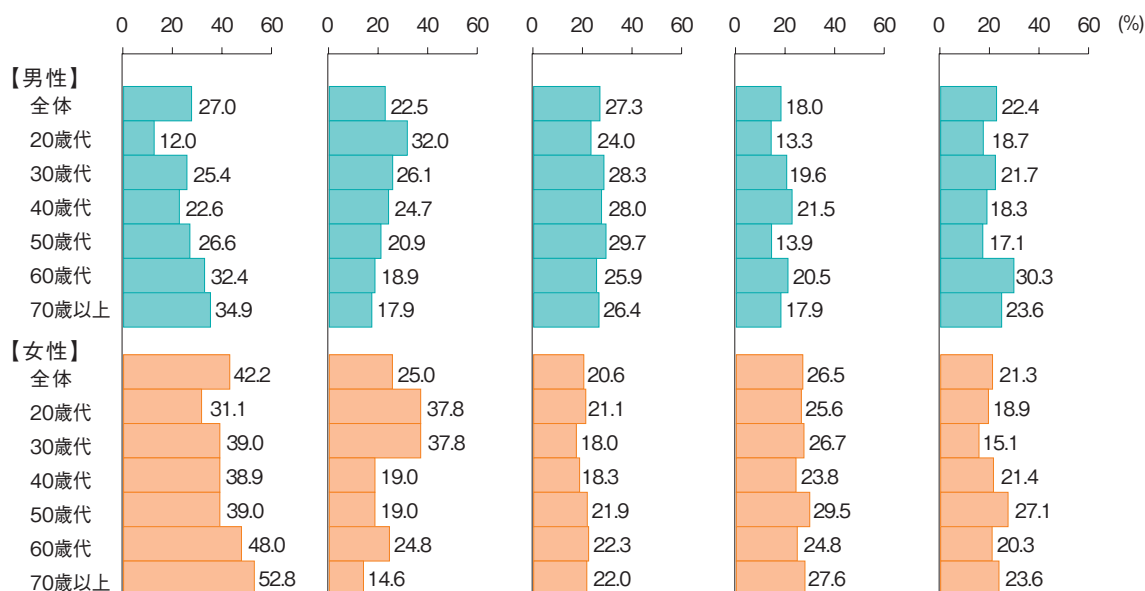
(2) 性・年代別の「川越市の将来像」

(1)について性・年代別で見ると「子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち」は、男性の平均が 27.0%に対して女性の平均は 42.2%と女性が特に多くなっています。男女ともに 60 歳代、70 歳以上の高齢者が多いことも特徴に挙げられます。また、「公園や広場などが多いうるおいのあるまち」が、男女ともに 20 歳代、30 歳代の若い世代に多くなっています。

*1 昭和 57 年、同 59 年、同 63 年は、2,000 人を対象としています。

性・年代別の「川越市の将来像」(平成15年 複数回答・上位5項目)

【子どもやお年寄など社会的弱者に思いやりのあるまち】 【公園や広場などが多いうるおいのあるまち】 【歴史的遺産を活かした観光のまち】 【交通事故や火災のない安全性の高いまち】 【緑の保全・育成に力を注ぐ自然豊かなまち】

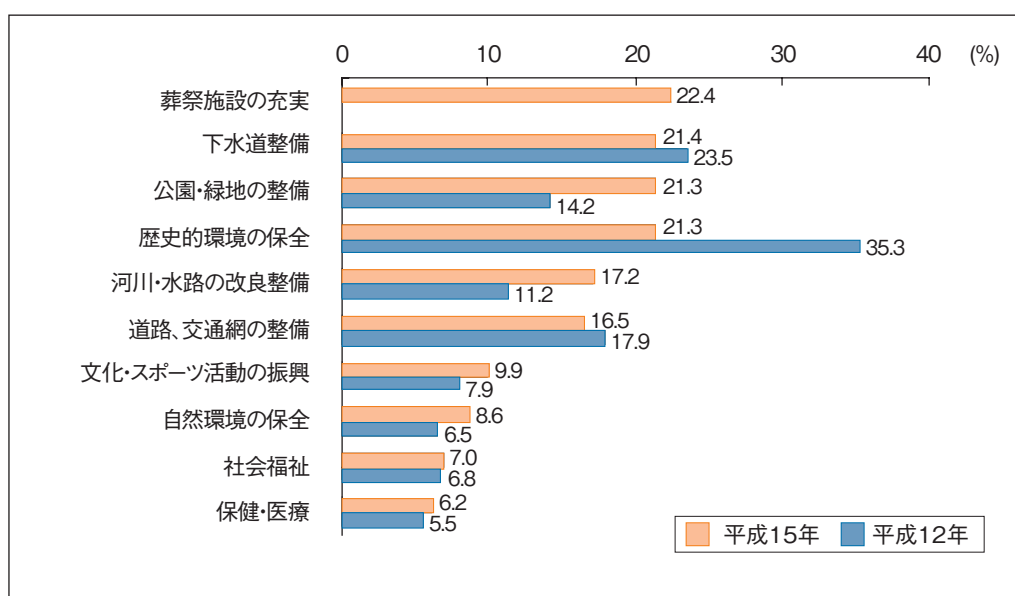


(3) 市民が考える「よくなってきた施策」

市政全般についてよくなってきた施策を尋ねたところ、平成15年の調査では、「葬祭施設の充実」、「下水道整備」、「公園・緑地の整備」、「歴史的環境の保全」がそれぞれ20%を超えています。

この結果を過去の調査と比較すると、「公園・緑地の整備」、「河川・水路の改良整備」が平成12年よりも5ポイント以上増加しています。一方、「歴史的環境の保全」は14ポイント減少しています。

市民が考える「よくなってきた施策」(複数回答・上位10項目)



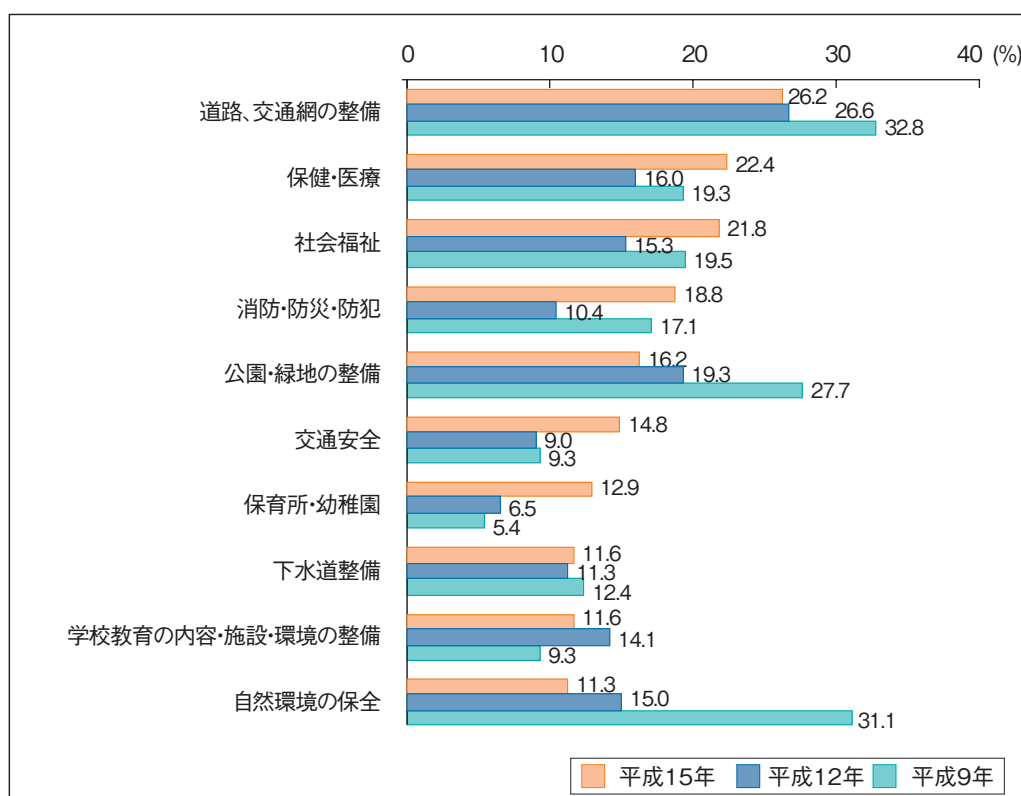
(4) 市民が考える「力を入れるべき施策」

これから力を入れるべき施策については、平成15年の調査では、「道路、交通網の整備」、「保健・医療」、「社会福祉」がそれぞれ20%を超えています。

この結果を過去の調査と比較すると、「道路、交通網の整備」は過去2回の調査に引き続き最も多く、交通の利便性の向上や渋滞の解消に向けた取組が求められていると考えられます。

「保健・医療」、「社会福祉」は過去の調査では10%台でしたが平成15年では20%を超え、急激な少子高齢化に伴い、健康、子育て、介護、社会保障などへの関心が高まっているものと考えられます。また、「消防・防災・防犯」、「交通安全」、「保育所・幼稚園」も過去2回の調査より高い数値を示しています。

市民が考える「力を入れるべき施策」(複数回答・上位10項目)



5 第二次川越市総合計画から第三次川越市総合計画へ

第二次川越市総合計画では、高齢社会の到来、エコロジカルな観点の重視、高度情報化社会の到来、国際化の進展、多面的な社会への対応、地方分権の流れを大きな時代潮流としてとらえ、市が目指すべき将来の都市像を「自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、新しい暮らしを創造するまち」として定め、各種の施策を展開してきました。

「自然を生かす」施策としては、緑豊かな自然環境を保全し、地球環境への負荷を減らすため、「1%節電プラス 1(ワン)運動」を展開しました。また、分別収集や集団回収を通じて、ごみの減量・資源化に力を入れてきました。その結果、市民一人当たりのごみ排出量は平成 10 年度からほぼ横ばいで推移しています。

「歴史を生かした」施策としては、一番街及びその周辺地域が国から重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたことや、川越まつり会館の開館があります。更に、鏡山酒造跡地や旧川越織物市場を取得し、市内に数多く残る歴史的財産を活用して、まちの活性化を図るための検討をしています。

「市民がいきいきと暮らせる」施策としては、市民一人ひとりが健康に暮らせるよう、各種健康診査や健康づくりのための事業などを展開してきました。また、高齢者や障害のある人が安心して生活を送るための施設整備や在宅サービスを充実するとともに、自立を支援する事業も推進してきました。

急激な少子化に対応して、子育てをしやすい環境を整備するため、保育園の定員を増やすとともに、地域子育て支援センター事業を実施してきました。また、子どもの医療費の公費負担施策においても、対象年齢の拡大と医療機関窓口での無料化を実施してきました。

快適で安全に暮らせる生活環境の基盤を整備するため、道路や公園の整備等を行ってきました。道路整備は、市内の幹線道路である本川越駅前通線や三田城下橋線などの事業を推進してきました。生活の潤いやふれあいの場となる公園として、クレアパークや仙波河岸史跡公園などを整備しました。

「新しい暮らしを創造する」施策としては、新しい文化や価値を創造できる人づくり・地域づくりを図ってきました。

人づくりとしては、市民一人ひとりが充実した生活を送れるように、生涯にわたる学習機会の確保や情報提供の充実を行ってきました。特に、生涯学習活動の拠点として、さわやか活動館、伊勢原公民館、西図書館及び川越駅東口図書館を開館し、芸術文化活動の拠点として美術館を開館しました。

活力ある地域づくりとしては、自治会連合会と連携して環境美化、防犯推進などの事業に取り組んできました。

また、本市は平成 15 年 4 月に中核市に移行し、福祉、保健衛生、環境、都市計画

などの分野において大幅に事務処理権限が拡大するとともに、地方分権の時代にふさわしい自立した都市の運営に取り組んできました。

第二次川越市総合計画では、以上のような取組を展開し、成果を上げてきましたが、財政事情などにより取組に遅れが生じ、引き続き課題となっているものもあります。

主な課題としては、川越駅西口周辺地区の整備、企業の誘致、工業団地の拡充、道路・公園の整備、観光資源の発掘と活用の推進、郊外型駐車場の整備、地域防災計画の定期的見直し、新清掃センターの建設、地域ふれあいセンターの建設、コミュニティ活動の促進、庁舎の建設、財政計画の策定などが挙げられます。

分野別に見ると、福祉や環境については計画した事業をおおむね順調に進めてきたのに対し、都市基盤や産業については今後の取組が更に必要となっています。

第三次川越市総合計画では、第二次川越市総合計画の成果と課題を踏まえ、本市をとりまく社会環境の変化や市民意識の変化等への的確な対応を図り、取組を更に進めていきます。